

デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書 記入例と価格表 (年間契約専用：年間契約をご希望されない場合は、一般ピペットの記入例をご参照ください。)



デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書ご記入時の注意

- > 新規にお申し込みの場合は、次頁以降の「バリデーションサポート年間契約規約」をお読みいただき、内容をよくご理解いただいた上で、お申し込みください。
- > 本サービスの受付には、お客様のご所属名・ご部署名・ご担当者名・ご住所・お電話番号・メールアドレスが必要です。必ず正式名称でご記入ください。
- > 各項目のご記入後、1~2 ページ目を A4 用紙で印刷し、お客様のご署名後に依頼品に添えてお送り下さい。本数が 4 本以上の場合は、一旦クリアしていただいた後に再度 2 枚目ピペット情報ページに 4 本目以降の情報を記入して印刷してください。依頼品は必ずビニール袋等で密閉した状態でお送りください。その際、本用紙は依頼品と同じ袋には入れないようにご注意ください。本依頼書及び依頼品の到着を以て受付日とさせていただきます。
- > 年間契約 1 回目と 2 回目は別の依頼書に分けてご記入ください。1 回目と 2 回目のピペットが 1 枚の依頼書に混在している場合は、別口での受付となります。ご了承ください。
- > 保証期間にかかわらず、検定・JCSS 校正は有償となります。また保証期間内であっても保証適用対象外の修理や精度検査（容量チェック）に関しましては有償扱いとさせていただきます。
- > JCSS 校正の対象ピペットは、マニュアルおよび電動のシングル・マルチチャンネルピペット（4ch~12ch）となります。公称容量 10 μ L 以下のマルチチャンネルピペットおよび連続分注器は JCSS 校正対象外となりますのでご注意ください。
- > 検定のみ、および JCSS 校正のみメニューの場合、秤量データを取ることが不可能な場合（チップが取付できない、リークが激しい、容量設定が不可能等）は、キャンセル扱いとして返却させていただく場合がございます。予めご了承ください。
- > 受付時検定（JCSS 校正）結果お知らせサービスは、ご記入いただいたご連絡先に受付時検定（JCSS 校正）の結果をお知らせするサービスです。ご回答をいただくまで、修理・メンテナンスを保留いたします。結果のご連絡から 10 営業日以内にご回答がない場合は、お預かりしているピペットを返却させていただきます。また、ご請求金額も変わりますので、ご了承ください。
- > 定額制プログラムにより、基本料金にパーツ代金も全て含まれています。従いまして、**事前のお見積りの提示は行っておりません**。ただし弊社が修理不可能と判断したピペットに関しましては、その旨をご案内の上、下取り金額をご提示いたします。下取りせずそのまま返却、もしくは下取り金額による新品購入のどちらかをお選びください。修理可能の場合の連絡は致しません。
- > ピペット検査成績書および JCSS 校正証明書の再発行には、1 データにつき既定の手数料を申し受けます。（JCSS 校正に関する書類の再発行は書類の差し替えとなりますので、旧書類は弊社への返却が必要となります。）
- > ピペットの修理時にパーツ交換を行った場合、交換した古いパーツは修理品に添付してご返却いたします。弊社にて廃棄をご希望の場合は、備考欄にその旨ご記入ください。

本証明書の記入につきましては、次ページの「デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書の記入例」をご参照ください。

デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書 記入例と価格表 (年間契約専用：年間契約をご希望されない場合は、一般ピペットの記入例をご参照ください。)

「デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書の記入例」

修理メンテナンス依頼書 (一般ピペット 記入用フォーム)

【お願い】 作業者の安全確保および国際的な法律遵守の観点からデコンタミネーション証明書へのご署名をお願いしております。ご署名が無い場合はサービスをお受けすることができませんので、必ずご記入の上、製品へ添付いただきますようお願い申し上げます。

【必須】 お客様情報 (ご記入いただいた情報は弊社が発行する全ての書類に反映されますので、**正式名称**でご記入ください。全ての項目は**記入必須**項目です。)

ご所属・ご部署名: エッペンドルフ株式会社 LHサポート部

ご担当者名: 山本 こうじ E-mail: koji.yamamoto@ep.co.jp

郵便番号: 132 0035 所在地: 東京都

所在地(続き): 千代田区東神田2-4-5

電話番号: 03-5825-2361

一般データ保護規則 (GDPR) 第13条および第14条に基づく弊社の個人情報取り扱いに関する詳細はこちらをご覧ください。: <http://www.eppendorf.com/gdpr>

【必須】 ご施設のバイオセーフティレベルにチェックしてください。

1 2 3 指定無し その他 ()

※バイオセーフティレベル4の環境で使用されている製品は、サービス依頼をお受けすることができません。予めご了承ください。

【必須】 該当する項目にチェックしてください。

今回の依頼品は、有害化学物質などの危険な物質を使用したことがある。

今回の依頼品は、SARS-CoV-2などの人の病原体を使用したことがある。

上記2点のいずれにも当てはまらない。

【必須】 お客様による安全宣言のデコンタミネーションに用いた方法にチェックをしてください。

(推奨) 消毒用エタノール・イソプロパノールによる拭き取り。

オートクレーブ (受付時検定及び受付時校正をご依頼の場合は、精度保証のためオートクレーブは実施しないことを推奨します。)

次亜塩素酸ナトリウムによる除染および拭き取り。

その他 (以下に方法をご記入ください)

汚染物質の種類およびデコンタミネーションに用いた方法:

【必須】 お客様による安全宣言

送付物が事前に慎重に洗浄され、実績のある効果的な殺菌剤でデコンタミネーションされていることを宣言します。

全ての送付物 (製品および添付品) には、有害な化学物質、感染性物質、放射性物質、健康被害の恐れのあるタンパク質、DNA、細菌などの汚染はありません。全ての送付物は取り扱いや発送が安全に行えます。

血液などの生体物質、実験・検査に用いた試薬 (もしくは培養) などの付着がみられる場合は、必ず除去してからお渡しいたください。エタノールなど、デコンタミネーションに用いた液体は必ず拭き取り、乾燥させた状態でお渡しいたください。H2O2を用いた除染は、必ずH2O2除去剤を用いて洗浄を行い、サーベイメータによる放射線量チェックをお願いいたします。ピペットに本証明書を添え、安全な包装を行った上で代理店にお渡しいたください。

備考

直筆にてご記入ください。

お客様自筆署名	ご所属名	署名日
<u>山本 こうじ</u>	<u>エッペンドルフ株式会社</u>	<u>2023.1.10</u>

> 必ず全ての項目を漏れなく記入してください。
> ご所属名等は正式名称での記載をお願いいたします。

> ご使用されている施設のバイオセーフティレベルに☑を入れ
てください。
> 危険物質や病原体等の使用の有無、および汚染の除去方法を
記入してください。
> 汚染除去方法につきましては、弊社 Web ページに記載の
「汚染除去の方法について」をご参照ください。

> 送付物が確実に汚染除去されていることをご確認の上、☑を
お願いいたします。
> 必ず、ご担当者様自筆署名、ご所属名、署名日をご記入く
ださい。

デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書 記入例と価格表 (年間契約専用：年間契約をご希望されない場合は、一般ピペットの記入例をご参照ください。)

修理メンテナンス依頼書

(一般ピペット年間契約 記入用フォーム)

ご所属名: **エッペンドルフ株式会社**

ご担当者名: **山本 こうじ** 様

シリアルNo.: B56789B

■ 送付品情報 依頼内容をご入力ください。ご注文エリアに依頼情報が自動記載されます。

製品カテゴリ	シングルチャンネルピペット
製品名	容量可変ピペット リファレンス2/F, リサーチプラスV, パイオマスター4830
サービス内容	年間契約・受付時検定付き検定
オプション1	受付時検定結果お知らせサービス
オプション2	基準値の校正証明書およびトレーサビリティ体系図
オプション3	適用していません
備考	

■ ご注文エリア

注文1	製品カテゴリ: シングルチャンネルピペット シリアルNo.: A12345A 製品名: 容量固定ピペット リファレンス2/F, リサーチプラスF サービス内容: 年間契約・受付時検定付き検定 ¥30200(1回/月) オプション1: 受付時検定結果お知らせサービス ¥2300(1回/月) オプション2: 基準値の校正証明書およびトレーサビリティ体系図 ¥2300(1回/月) オプション3: ¥0(1回/月) 症状・コメント: 小計: ¥34800	取消し 削除
注文2	製品カテゴリ: シングルチャンネルピペット シリアルNo.: B56789B 製品名: 容量可変ピペット リファレンス2/F, リサーチプラスV, パイオマスター4830 サービス内容: 年間契約・受付時検定付き検定 ¥30200(1回/月) オプション1: 受付時検定結果お知らせサービス ¥2300(1回/月) オプション2: 基準値の校正証明書およびトレーサビリティ体系図 ¥2300(1回/月) オプション3: ¥0(1回/月) 症状・コメント: 小計: ¥34800	取消し 削除
注文3		取消し 削除

合計金額 ¥69600

■ 【必須】代理店情報

注文番号: **EPLHサービス株式会社** (ピペット毎に注文番号がある場合は、コメント欄にご記入ください)

お取引代理店名/支店/営業所名: **平井事業所**, ご担当番名: **エッペン太郎**

電話番号: **03-6657-5041**, E-mail: **LH-support@ep.jp**

※上記営業所以外に連絡を希望される場合は、お取引先(加盟店・ユーザー)への連絡をお願いします。

※2次代理店名/支店/営業所名: _____, ご担当番名: _____

備考

ピペットはまとめて返送をお願いいたします。

チェックリスト

記入済みの依頼書は入っていますか? 全ての書類に記載漏れはありませんか?

ピペット本体は入っていますか?

デコンタミネーション証明書に署名いただきましたか?

保証期間内(※)の製品のご送付の際、製品書のコピーはありますか? (購入後: マニュアル3年, 電動2年)

※保証期間内であっても、使用によっては有償となる場合があります。また、検定/ICSS校正サービスは全て有償となります。
※保証規定についてはこちらをご覧ください。URL: http://www.eppendorf.com/Resource/Countries/Japan/EPLH/eppendorf_Warranty.pdf

※お問い合わせ先は、EPLHサービス株式会社です。EPLHサービスは、EPLHサービス株式会社(以下「EPLHサービス」)が提供しています。EPLHサービスは、EPLHサービス株式会社(以下「EPLHサービス」)が提供しています。EPLHサービスは、EPLHサービス株式会社(以下「EPLHサービス」)が提供しています。

1. ピペットの製品カテゴリーを選択
2. シリアルNo.を入力
3. 製品名を選択
4. サービス内容を選択
5. 年間契約の回数を選択
6. 必要なオプションを選択
7. 必要に応じて症状やコメントを記入
8. 最後に右下の「確認」ボタンを押すと、下の「ご注文エリア」に内容と、金額が転記されます。
9. 内容に誤りがある場合は、右の「取消し/削除」ボタンを押すと、内容がクリアされます。
10. ピペットの登録は同時に3本まで可能です。4本以上の場合は、一旦ファイルを保存もしくはプリントアウトしたのちに、注文1~3を全て取消ししていただき、再度入力をお願いいたします。
11. 合計金額はそのシートに記載しているピペット3本分の金額になります。4本目以降は、再度入力後にご確認の上、ご自身で加算いただきますようお願いいたします。
12. その他、オプションが必要な場合は、該当する項目を選択してください。
13. 結果お知らせサービスは、直接ユーザー様にお送りせず、一旦代理店様へ結果を送信させていただきます。
14. 弊社がこれらサービスにてご提供する書類以外は、全て特別書類の対象となります。ご希望の書類がございましたら、どのような書類が必要かを、白枠の中にご記入ください。
15. 初回申し込み時のみのご請求で、2回目も同じ内容のオプションを受けることができます。

こちらはお客様が上記をご記入後、代理店様にご記入いただきます。

> 弊社直接代理店様のみご記入ください。また、完了品の送り先なども弊社直接代理店様のみご指定可能ですので、お間違いの無きようお願いいたします。

CS-K-101-T02-01 / 2026-01

Language version JP

Page 3 / 8

デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書 記入例と価格表
(年間契約専用：年間契約をご希望されない場合は、一般ピペットの記入例をご参照ください。)

バリデーションサポート 年間契約 ご利用料金表

	ピペットの種類及びサービス内容	バリデーションサポート 年間契約	
		通常検定	受付時検定付き検定
ピペットの種類	容量固定ピペット (シングル) ※1	27,200円	36,800円
	容量可変ピペット (シングル) ※2		
	ディスペンサー※3		
	マルチチャンネルピペット※4 (8, 12ch - 全ch測定)	64,100円	105,200円
	マルチチャンネルピペット※4 (16, 24ch - 全ch測定)	127,400円	209,400円
	リサーチプラスMove It (4~12ch - 全ch測定)	98,100円	139,400円
	電動ピペット (シングル) ※5	41,800円	51,400円
	電動ピペット※5 (8, 12ch - 全ch測定)	73,300円	114,400円
	電動ピペット※5 (16, 24ch - 全ch測定)	145,600円	227,600円
	Xplorer plus Move It (4~12 ch - 全ch測定)	123,300円	164,600円

※1 リファレンス2/F、リサーチプラスF

※2 リファレンス2/V、リサーチプラスV

※3 バリスペンサー2/x

※4 リサーチプラスM、リファレンス2/M

※5 Xplorer/Xplorer plus

JCSS校正 年間契約 ご利用料金表

	ピペットの種類	通常校正	受付時校正付き校正
ピペットの種類	容量固定ピペット (シングル) ※1	44,600円	71,800円
	容量可変ピペット (シングル) ※2		
	マルチチャンネルピペット※3、 リサーチプラスMove It (4, 6, 8, 12ch - 全ch測定)	110,800円	192,800円
	電動ピペット (シングル) ※4	59,200円	86,400円
	電動ピペット※4、 Xplorer plus Move It (4, 6, 8, 12ch - 全ch測定)	119,800円	207,800円

※1 リファレンス2/F、リサーチプラスF

※2 リファレンス2/V、リサーチプラスV

※3 リサーチプラスM、リファレンス2/M

※4 Xplorer/Xplorer plus

デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書 記入例と価格表
(年間契約専用：年間契約をご希望されない場合は、一般ピペットの記入例をご参照ください。)

各種書類・追加サービス料金表	価格
基準器の校正証明書およびトレーサビリティ体系図 ^{※1}	2,700円
JCSS検査成績書 ^{※1} (1部あたりの料金です、受付時および修理後の校正の両方が必要な場合は2部となります)	5,200円
前検定(校正)結果お知らせサービス料金 ^{※1}	2,700円
特別書類添付・作成手数料 ^{※1}	3,800円
事前定期検査計画書の作成	5,200円
検査成績書再発行手数料	3,800円
※1 年間契約1回目のみお支払いで、2回目は無料となります。	
※2 JCSS検査成績書も再発行時の手数料は3,800円です。	

精度検査および Jcss 校正の内容について

弊社にて実施するピペット精度検査および Jcss 校正は、ISO8655-6 に基づく衡量法を用いて実施いたします。
精度検査・Jcss 校正では、以下のポイントにつき各 10 回の測定を行い、評価を行います

容量検定(弊社独自基準に基づく適合性判定を行います)

<ul style="list-style-type: none"> ■ 容量固定ピペット(シングルチャンネル)：計 10 測定
公称容量(1ポイント)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 容量可変ピペット・電動ピペット(シングルチャンネル)：計 30 測定
公称容量の 10%もしくは最小設定可能容量のうち大きいほう
公称容量の 50%
公称容量の 100%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 容量可変マルチチャンネルピペット・電動マルチチャンネルピペット, 8-ch/12ch (全チャンネル同時測定)：計 240/360 測定
公称容量の 10%もしくは最小設定可能容量のうち大きいほう
公称容量の 50%
公称容量の 100%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 容量可変マルチチャンネルピペット・電動マルチチャンネルピペット, 16-ch/24ch (8チャンネルもしくは12チャンネルの全チャンネル同時測定×2回)：計 480/720 測定
公称容量の 10%もしくは最小設定可能容量のうち大きいほう
公称容量の 50%
公称容量の 100%

JCSS 校正(弊社校正マニュアル EQM-M7000 に準拠した校正)

<ul style="list-style-type: none"> ■ 容量固定ピペット(シングルチャンネル)：計 10 測定
公称容量(1ポイント)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 容量可変ピペット(シングルチャンネル)：計 30 測定
公称容量の 10%もしくは最小設定可能容量のうち大きいほう
公称容量の 50%
公称容量の 100%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 容量可変マルチチャンネルピペット・電動マルチチャンネルピペット, 8-ch/12ch (全チャンネル同時測定)：計 240/360 測定
公称容量の 10%もしくは最小設定可能容量のうち大きいほう
公称容量の 50%
公称容量の 100%

※ JCSS 校正証明書には、弊社独自基準に基づく適合性判定は含まれません。

“容量検定”の計算方法による適合性判定は別途添付されますが、JCSS 校正結果とは無関係です。予めご了承ください。

デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書 記入例と価格表 (年間契約専用：年間契約をご希望されない場合は、一般ピペットの記入例をご参照ください。)

バリデーションサポートサービス年間契約利用規約

第1条 (利用規約)

1. 本規約は、エッペンドルフ社製ピペットおよび分注器（以下、「ピペット等」といいます。）のユーザー（以下、「利用者」といいます。）が、エッペンドルフ株式会社（以下、「当社」といいます。）に対し、エッペンドルフ代理店（以下、「代理店」といいます。）を通して、ピペット等を対象とするバリデーションサポートサービス年間契約（以下、「本サービス」といいます。）を利用する際、その利用に関わる一切に適用されます。
2. 当社は、予告なく本規約を変更することがあります。この場合の本サービスの提供条件は変更後の利用規約によります。

第2条 (本サービス内容及び実施)

1. 当社は、利用者に対し、年間2回の通常検定、または受付時検定付き検定、または JCSS 校正、または受付時校正付き JCSS 校正（以下、「検定等」とします。）を提供するものとします。
2. 本サービスは、修理サポートが終了していないピペット等を対象とします。
3. 利用者から当社への本サービスの料金支払は、1回目の本サービスが完了時に、代理店を介して行うものとします。
4. 本サービスお申込み後1回目の検定等が開始され、1回目の検定等完了日から1年間が本サービスの有効期限となります。利用者は有効期限までに2回目の検定等申し込みをすることができます。1回目の検定等完了日から1年以上が経過した場合は、2回目の検定等の実施に関わらず本サービスは終了します。
5. 検定等の実施手順は、以下の通りとします。
 - ① ピペット等の受付後、全体的なクリーニング及び動作チェックを行います。
 - ② 不良箇所については、メンテナンスや必要に応じてパーツ交換などを行います。
 - ③ 本体の動作チェックに合格したピペット等について、容量調整を行います。
 - ④ 容量調整後、精度検査または JCSS 校正を実施します。
 - ⑤ 検査結果および精度検査・JCSS 校正結果をピペット等に添付して代理店を通して利用者に返却します。

受付時検定付き検定および受付時校正付き JCSS 校正を申し込んだ場合には、受付時の状態での精度検査または JCSS 校正を実施し、その結果も併せて添付します。

6. 検定 (JCSS 校正) 結果お知らせサービス（以下、「結果お知らせサービス」）を利用すると、当社はピペット等の受付検定または受付時 JCSS 校正の結果報告を行い、利用者はその後の処理を選択することができます。当社は受付時検定または受付時 JCSS 校正の結果報告書を FAX にて代理店に連絡し、利用者はそれ以降の処理を進めるかどうかの判断を、代理店を通して回答します。代理店は、利用者からの回答を当社が送った結果報告書に記載して FAX にて当社まで送付します。利用者が処理続行の回答をした場合、当社は当該ピペット等に対して修理・メンテナンス、および精度検査、または JCSS 校正を実施します。利用者が処理終了の回答をした場合、または連絡後 10 営業日を過ぎても回答がない場合は、当該ピペット等は代理店を通してユーザーに返却されます。返却となった場合は請求金額が変更となります。結果お知らせサービスは有償となります。
7. 利用者は、本サービスの利用にあたり、ピペット等を代理店を通して当社に送付します。利用者当社間のピペット送付及び返送は、当社及び代理店の責任で行うものとします。
8. 本サービスを受けているピペット等が修理不可能と判断された場合は、当社は代替品として同一製品、または同一製品が販売終了となっている場合は同等製品の下取り販売の案内を提示します。利用者が代替品を購入し本サービスの継続を希望した場合、当社は当該代替品を本サービス開始時の対象ピペット等の代替品とみなして、本サービスの提供を継続します。下取り販売品の代金は、本サービス料金とは別に請求するものとします。

第3条 (保証)

1. 1回目の検定等終了後から6か月間及び第2回目の検定等終了後から6か月が経過するまでの間に、正常な使用状態においてピペット等に故障が発生した場合で、その直近に実施した本サービスにおいて点検した箇所と同じ箇所に故障が発生したときは、当社の費用負担で修理及び部品交換を行います。

デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書 記入例と価格表 (年間契約専用：年間契約をご希望されない場合は、一般ピペットの記入例をご参照ください。)

2. 前項の規定に関わらず、以下の原因により故障が生じた場合、その修理は有償となり、利用者が修理を希望する場合、利用者は修理費用として部品代金を含む規定料金を支払うこととします。別途、精度検査が必要な場合は、その費用は修理費用に加算されます。

- ① 使用上の誤りやユーザーによる不当な修理、改造によりピペットの故障が生じた場合。
- ② 使用中における落下等による故障及び損傷。
- ③ 火災、天災、地変による故障、その他不可抗力により故障が生じた場合。
- ④ 使用説明書に記載の目的以外に使用され故障が生じた場合。

第4条 (有害物質の除去)

本サービスを安全に行えるよう、利用者はピペット等を送付する前に、RI、微生物、化学物質などの人体に有毒な物質による汚染を適切に除去し、確認するものとします。

第5条 (サービスの終了)

1. 当社、代理店、または利用者は、他の当事者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに本サービスを解除することができるものとします。

- ① 本規約に違反し、他の当事者から違反を是正するよう催告を受けたにもかかわらず、5日以内に是正しなかった場合。
- ② 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は租税の滞納処分を受けた場合。
- ③ 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算手続開始の申立てを受け又は自ら申立てた場合。
- ④ 監督官庁から営業停止又は営業免許の取消し処分を受けた場合。
- ⑤ 営業の廃止、重要な事業の譲渡又は解散の決議をした場合。
- ⑥ 自ら振出し又は引受けた手形もしくは小切手につき不渡り処分を受けた場合、支払を停止した場合、又は、支払不能状態に至った場合。

2. 当社、代理店、または利用者が、前項各号のいずれかに該当したことにより他の当事者に損害が生じた場合、当該他の当事者は、本契約を解除するか否かにかかわらず、前項各号のいずれかに該当した当事者に対して、損害賠償の請求を行うことができるものとします。

3. 本サービスにおいて、2回目の検定等においてピペット等が修理不可能と判断され、かつ利用者が代替品の購入をしない場合、本サービスは自動的に終了します。この場合、当社からの返金は行われません。

第6条 (損害賠償)

当社、代理店、または利用者のいずれかが、故意又は過失により他の当事者に損害を与えた場合、他の当事者は損害を与えた当事者に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

第7条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社、代理店、または利用者は、本年間契約の申込時において、自ら並びその役員（取締役、監査役及び執行役を含む。）及び経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

2. 当社、代理店、または利用者は、自己又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約していただきます。

- ① 他の当事者に対して脅迫的な言動又は暴力を用いること
- ② 偽計若しくは威力を用いて他の当事者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為を行うこと
- ③ 他の当事者に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること
- ④ その他前各号に準ずる行為を行うこと

デコンタミネーション証明書および修理メンテナンス依頼書 記入例と価格表 (年間契約専用：年間契約をご希望されない場合は、一般ピペットの記入例をご参照ください。)

3. 当社、代理店、または利用者は、他の当事者が第 1 項又は第 2 項の規定に違反したことが判明した場合は、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
4. 当社、代理店、または利用者は、他の当事者が第 1 項又は第 2 項の規定に違反したことにより損害を被った場合は、他の当事者に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。当該他の当事者は、前項により本契約の全部又は一部を解除されたことを理由として、解除当事者に対し、損害の賠償を請求することはできないものとします。

第 8 条 (管轄裁判所)

本サービスに関し、当社、代理店、または利用者間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とします。

第 9 条 (協議解決)

本規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度当社、代理店、または利用者が協議の上解決することとします。

以上